

株式交換に係る事前開示書類

(会社法 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に定める書面)

- ① 株式交換契約の内容
- ② 交換対価等の相当性に関する事項
- ③ 新株予約権の定めに関する事項
- ④ 株式交換完全子会社の計算書類等に関する事項
- ⑤ 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項
- ⑥ 株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項
- ⑦ 備置開始日後株式交換の効力発生日までに上記②ないし⑥の点に変更が生じたときは、変更後の事項

清水建設株式会社

株式交換に係る事前開示書類

(会社法 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 9 月 15 日

清水建設株式会社

2023年 9月 15日

東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
代表取締役 井上 和幸

当社は、2023年8月31日付で第一設備工業株式会社（以下「第一設備工業」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、第一設備工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行います。本株式交換を行うにあたり会社法第794条第1項および会社法施行規則第193条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 交換対価等の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

当社は、本株式交換に関して、会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当と判断しました。

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	清水建設 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.9
本株式交換により交付する 株式数	清水建設普通株式 413,020株	

(注) 1.株式の割当比率

第一設備工業の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.9株を割当て交付します。

ただし、当社が保有する第一設備工業の普通株式7,541,088株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

2.本株式交換により交付する株式

普通株式 413,020 株

なお、当社は新株式の発行は行わず、当社の保有する自己株式を交付いたします。

3.1 株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる第一設備工業の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします）に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様現金でお支払いいたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者機関として、株式会社 AGS コンサルティングを選定し、同第三者機関に対して当社および第一設備工業の株式価値の算定を依頼しました。同第三者機関は、上場会社である当社の株式価値については市場株価法、非上場会社である第一設備工業の株式価値については修正簿価純資産法により算定しました。

算定結果については以下の通りです。

当社 算定結果（円/株）（2023年6月30日を算定基準日として算定）

算定基準日の終値	910円
直近1ヶ月間の終値単純平均値	884円
直近3ヶ月間の終値単純平均値	840円
直近6ヶ月間の終値単純平均値	782円

第一設備工業株式会社 算定結果（円/株）

修正簿価純資産法	752円
----------	------

交換レンジ（当社：第一設備工業）

採用した算定方法	株式交換比率の算定結果
市場株価法/修正簿価純資産法	1 : 0.83~0.96

当社および第一設備工業はその算定結果を参考に、両社間で協議を行ったうえ、本株式交換に係る割当比率を決定いたしました。

株式交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	第一設備工業 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.9

第一設備工業の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.9株を割当て交付します。ただし、当社が保有する第一設備工業の普通株式7,541,088株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、当社は新株式の発行は行わず、当社の保有する自己株式を交付いたします。

(3) 株式交換完全親会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

株式交換完全親会社である当社は本株式交換に際し新たに株式を発行する予定はないことから、当社の資本金および準備金は変動しません。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

4. 株式交換完全子会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度（R4年度）に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）、事業報告および監査報告につきましては、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度（R4年度）の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度（R4年度）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項
(会社法施行規則第 193 条第 4 号)

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象は下記のとおりです。

自己株式の取得および消却

当社は、2023 年 4 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、同法第 178 条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議し、2023 年 5 月 12 日付で消却を実施しました。

1 自己株式の取得および消却を行う理由

資本効率の向上による更なる企業価値向上を図るため。

2 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 32,000,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する
割合 4.32%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200 億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2023 年 5 月 12 日～2024 年 1 月 31 日 |

3 消却に係る事項の内容

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 消却対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 44,838,300 株
(消却前の発行済株式総数に対する割合
5.69%) |
| (3) 消却後の発行済株式総数 | 743,676,313 株 |
| (4) 消却日 | 2023 年 5 月 12 日 |

6. 株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 193 条

第 5 号)

本株式交換については、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はございません。

7. 備置開始日後株式交換の効力発生日までに変更が生じた事項 (会社法施行規則第 193 条第 6 号)

事前開示開始日以降、上記各事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

株式交換契約書

清水建設株式会社（以下「甲」という。）と第一設備工業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）により、乙の発行済株式の全部を甲に取得させる。

2 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- 1) 甲 商号：清水建設株式会社
住所：東京都中央区京橋二丁目16番1号
- 2) 乙 商号：第一設備工業株式会社
住所：東京都港区芝浦四丁目15番33号

（効力発生日）

第2条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和5年10月31日とする。ただし、本株式交換の手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

（株式交換に際して交付する株式及び割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿記載の株主のうち甲を除く株主に対して、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の株式の合計数に0.9を乗じて得た数の甲の普通株式を割当て交付する。

2 前項の対価の割当てについては、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿記載の株主のうち甲を除く各株主に対して、その保有する乙の株式1株につき甲の普通株式0.9株の割合をもって割当て交付する。

（株式交換後の資本金の額及び準備金の額）

第4条 甲は、本株式交換に際して、その所有する自己株式を交付し、新株発行を行わないため、本株式交換後も資本金、資本準備金及び利益準備金は変動しない。

（略式株式交換、簡易株式交換）

第5条 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

2 甲は、会社法第796条第2項柱書本文の規定により、本契約について会社法第795

条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ決定するものとする。

（株式交換契約の変更及び解除）

第7条 甲及び乙は、以下の各号の場合、甲乙協議のうえ本契約を変更し、又は解除することができる。

- 1) 本契約の締結から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重要な変動を生じたとき。
- 2) 会社法第796条第3項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する株主が本株式交換に反対する旨を甲に通知したとき。

（協議事項）

第8条 本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議してこれを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年8月31日

甲 東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
代表取締役 井上和幸



乙 東京都港区芝浦四丁目15番33号
第一設備工業株式会社
代表取締役社長 田島久男



第 81 期 事 業 年 度

計 算 書 類

〔 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら
令 和 5 年 3 月 31 日 ま で 〕

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

第 一 設 備 工 業 株 式 会 社

代表取締役
社 長 田 島 久 男

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流 動 資 産	9,737,681	流 動 負 債	4,126,942
現金預金	810,956	支払手形	177,247
受取手形	98,234	電子記録債務	960,286
電子記録債権	254,113	工事未払金	1,927,970
完成工事未収入金	3,465,174	リース債務	1,427
未成工事支出金	129,312	未払法人税等	81,766
預け金	4,911,296	未成工事受入金	296,355
材料貯蔵品	3,435	賞与引当金	196,100
その他流動資産	66,297	完成工事補償引当金	17,156
貸倒引当金	△ 1,140	その他流動負債	468,631
固 定 資 産	709,048	固 定 負 債	572,489
有形固定資産	340,219	退職給付引当金	572,489
建物・構築物	291,197	負 債 合 計	4,699,432
機械・運搬具	106	純 資 産 の 部	
工具器具・備品	2,632	株 主 資 本	5,722,142
土地	46,128	資 本 金	400,000
リース資産	155	利 益 剰 余 金	5,322,142
無形固定資産	33,164	利益準備金	100,000
ソフトウェア	31,997	その他利益剰余金	5,222,142
リース資産	1,166	別途積立金	5,000,000
投資その他の資産	335,664	繰越利益剰余金	222,142
投資有価証券	117,269	評 価 ・ 換 算 差 額 等	25,155
長期保証金	104,063	その他有価証券評価差額金	25,155
繰延税金資産	110,469	純 資 産 合 計	5,747,297
その他投資等	3,861		
資 産 合 計	10,446,730	負 債 純 資 産 合 計	10,446,730

損 益 計 算 書

〔 自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日 〕

科 目	金 額	
	千円	千円
完 成 工 事 高		13,197,533
完 成 工 事 原 価		11,629,851
完 成 工 事 総 利 益		1,567,682
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,268,861
営 業 利 益		298,820
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	16,620	
そ の 他 営 業 外 収 益	12,152	28,772
営 業 外 費 用		
そ の 他 営 業 外 費 用	5,142	5,142
経 常 利 益		322,450
特 別 利 益		
そ の 他 特 別 利 益	3,910	3,910
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 却 損	4,225	
そ の 他 特 別 損 失	10	4,236
税 引 前 当 期 純 利 益		322,124
法 人 税, 住 民 税 及 び 事 業 税		153,550
当 期 純 利 益		168,574

株主資本等変動計算書

〔 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 3 1 日 〕

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越 利益剰余金		
当事業年度期首残高	400,000	100,000	4,800,000	349,567	5,249,567	5,649,567
当事業年度変動額						
剰余金の配当				△96,000	△96,000	△96,000
利益準備金への繰入						
別途積立金への繰入			200,000	△200,000	—	—
当期純利益				168,574	168,574	168,574
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
当事業年度変動額合計	—	—	200,000	△127,425	72,574	72,574
当事業年度末残高	400,000	100,000	5,000,000	222,142	5,322,142	5,722,142

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	25,239	25,239	5,674,807
当事業年度変動額			
剰余金の配当			△96,000
利益準備金への繰入			
別途積立金への繰入			
当期純利益			168,574
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△83	△83	△83
当事業年度変動額合計	△83	△83	72,490
当事業年度末残高	25,155	25,155	5,747,297

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法によって算定している。)

市場価格のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物、建物附属設備及び構築物

(リース資産を除く) 定額法

有形固定資産 上記以外の有形固定資産

(リース資産を除く) 定率法

無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については過去の実績率による必要額、破産更生債権等については個別に見積りした必要額を計上している。

賞与引当金 従業員の当事業年度末在職者に対し、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上している。

完成工事補償引当金 完成工事の責任補修費用に備えるため、過去の実績に基づく必要額を計上している。

工事損失引当金 当事業年度末における手持工事のうち、工事損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の工事損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

退職給付引当金 従業員の退職に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

少額又は期間がごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定している。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方法によっている。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金などであり、繰延税金負債の発生の原因はその他有価証券評価差額金である。なお、双方を相殺表示している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 8,000,000株

(2) 配当に関する事項 配当金総額 96,000,000円 1株当たり配当額 12円

(その他)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の記載金額は、千円未満を切捨て表示している。

監査報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況についての報告を受け、説明を求め、必要に応じて意見陳述をおこなってまいりました。さらに本社及び主要な事業所において重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じてヒアリングをおこない、業務及び財産の状況を監査いたしました。以上に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する資料等の監査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び計算書類に係る附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び計算書類に係る附属明細書の監査結果

計算書類及び計算書類に係る附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月19日

第一設備工業株式会社

監査役 長谷川 和 幸 ㊟

監査役 岸 洋 平 ㊟

監査役 小 村 嘉 大 ㊟

監査役 塚 原 嘉 之 ㊟

以 上